平成２７年度 大阪府社会福祉法人等指導監査　実施方針

**１　基本的な考え方**

今日、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、社会福祉の主たる担い手として、自律性と主体性を持った経営を確保し、事業運営の透明性や内部牽制等の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、本府においては、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）が府民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、府内市町村（以下「市町村」という。）と相互に連携し、指導監査を実施してきたところである。

指導監査の実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、各法人・施設ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努めてきたところである。

ついては、より効率的で実効性のある監査を実施するため、懸案事項を抱える法人を継続監査対象とするとともに、法人運営における関係法令の遵守状況や、施設及び事業運営における積極的な取組み等の評価を斟酌しながら対象法人を選定し、メリハリのある監査を実施する。

特に、27年度は社会福祉法人制度改革の検討状況を説明しながら、各法人（施設）における情報開示の取組みや、施設利用者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った指導監査を実施するとともに、懸案事項や低評価となっている不適切事項等については、その是正改善を徹底していくこととする。

**２　指導監査の実施について**

指導監査は、各法人及び施設の運営状況を踏まえて、良好な法人及び施設の運営が図られるよう、原則、実地指導監査の手法により実施することとし具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

なお、新設の法人及び施設については、適正な法人及び施設の運営に資するために、早期に初期指導（概ね1年以内）を実施する。

1. 対象法人及び監査実施頻度

前年度の実地指導監査の結果を踏まえ、評価基準に基づき、下記の頻度により指導監査を実施する。

1. 優良又は良好な運営が確保されている法人及び施設

全般的に優良又は良好な運営が行われていると認められる法人及び施設については、実地指導監査を原則２年に1回とする。

1. 特に優良な運営が確保されている法人（Ｐ３【注】参照）

特に優良な運営が継続して確保されていると認められる法人については、実地指導監査を原則４年に1回とする。

（２）対象施設・事業及び監査実施頻度

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを直接確認するため、法人及び施設の職員のみならず、利用者及び家族等からも事情聴取を実施することがある。また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

1. 児童福祉施設及び障害者支援施設

実地指導監査を毎年度実施する。ただし、良好な運営が確保されている場合は実地指導監査を原則２年に1回とする。

②介護保険事業及び障害福祉サービス事業

介護保険事業（地域密着型サービスを含む）及び障害福祉サービス事業に係る指定を受けた社会福祉法人及び施設の指導監査においては、併せて当該事業の実地指導を原則実施する。

1. 関係事業課との連携

指導監査の実施に当たっては、施設への指導権限等を所有する地域福祉推進室、障がい福祉室、高齢介護室、子ども室の各事業担当課との連携を密にし、当該事業担当課職員の参画による指導監査を実施する。

（３）継続的かつ重点的な指導監査

運営全般について重大な指導（指摘）を行った懸案事項を抱える法人については、懸案の早期解決による適正な法人運営を確保するため、施設主管課及び市町村と緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

（４）随時指導監査

法人及び施設の運営等に問題が発生した場合や、問題が生じるおそれがあると認められる場合は、利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等を踏まえ、随時指導監査を実施する。

（５）特別監査

指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない法人又は施設及び不祥事案を起こした法人又は施設については、継続して特別監査を実施する。

（６）公認会計士の同行による指導監査

指導監査の充実を図るため、必要に応じて、会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて、指導監査を実施することがある。

（７）市町村との連携による指導監査

市町村と共管する法人及び施設については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（並行監査）の実施に努める。

【注】２．（１）②「特に優良な運営が確保されている法人」

「特に優良な運営が確保されている法人」とは、法人及び施設の運営について、特に大きな問題が認められない法人であって、自主的に活用した外部監査の結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断できる法人であって、苦情解決への取組が適切に行なわれており、かつ、以下のいずれかに積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めている法人とする。

ア　福祉サービス第三者評価事業の受審やその結果の公表など、福祉サービスの向上に関する取組みを行なっている。

イ　ＩＳＯ９００１の認証取得施設を有している。

ウ　地域社会に開かれた事業運営に関する取組みを行なっている。

エ　上記以外に、地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に関する取組みを行なっている。

　　　・「大阪府社会福祉協議会オール大阪による社会貢献事業」の対象となる事業

　　　・「大阪府社会福祉協議会保育部会地域貢献事業」の対象となる事業

　　　・「全国社会福祉施設経営者協議会地域貢献活動事例集」の対象と同等程度の事業（福祉バスの地域運行、地域安全パトロール隊、地域相談室、地域介護教室、地域子育て支援等）

　**オ　社会福祉法人制度の見直しを踏まえて、法人・施設としての本来事業に加え、以下の内容に積極的に取り組む法人。**

**・　既存制度の対象にならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業を実施している法人。**

**・　改正社会福祉法案に即したガバナンスの強化や運営の透明性の確保、財務規律の確立等に適切に対応している法人。**

**・　財務諸表や現況報告書のほか、会計監査人が作成する会計監査報告書及び「運営協議会」の議事録を提出して、所轄庁による審査の結果、適切な組織運営・会計処理の実施や地域等の意見を踏まえた法人運営が行われている法人。**

**３　指導監査事項について**

**≪重点事項≫**

**（１）平成26年度指導監査結果を勘案した監査の実施**

**【本部運営】**

1. **公印管理者及び公印取扱者が別人に指定されていること。**
2. **人権啓発研修を実施して、その実績報告が行われていること。**

**【会計管理】**

1. **本部運営では、会計書類が整備されていること。**
2. **老人施設では、会計管理体制が整備されていること。**
3. **保育所では、出納事務が適正に実施されていること。**

**【職員処遇】**

1. **就業規則、運営規程、給与規程が適正に整備されていること。**
2. **非常勤職員の雇用契約において内容が適正に整備されていること。**

**【利用者支援】**

1. **基本方針が適正に整備されていること。**
2. **利用者預り金が適正に管理されていること。**

**【食事提供】**

1. **適切な食事提供を行うため、栄養評価を踏まえた食事計画が作成されていること。**
2. **衛生管理については、調理終了から喫食までに長時間経過していないこと。**

**（２）社会福祉法改正案に係る周知**

**① 経営組織の在り方の見直しや運営の透明性の確保など、社会福祉法改正案の内容について、法人へ周知徹底を図る。**

**②指定都市に権限が移譲する対象法人に対して優先的に指導監査を実施し、**

**運営上の問題点の把握等に努め、円滑に事務引き継ぎを行う。**

**（３）監査実施月の集中化**

**老人福祉施設、障がい福祉施設、児童福祉施設等の施設種別ごとに集中監査月間を設けて、施設種別での特徴の把握に努める。**

1. **7月～ 9月の3か月間を老人福祉施設**
2. **9月～11月の3か月間を児童福祉施設**
3. **１月～ ２月の２か月間を障がい福祉施設**

**（４）新会計基準の実施状況の確認**

**①　新たな社会福祉法人会計基準の制定については、平成24年度から段階的に移行され、平成27年度には全ての社会福祉法人において移行されることになっていることから、指導監査時においては、経理規程の改正が行われ適正に会計処理が行われているか検証する。**

**②社会福祉法の改正案（平成28年4月1日一部施行、平成29年4月1日施行）　　　を踏まえて、積極的に公認会計士の活用を図ることとする。**

**≪一般事項≫（重点事項の再掲あり）**

（１）法人及び施設の運営の適正化の推進

①　法人及び施設の運営管理体制の確立

（ア）定款変更の状況（定款準則との確認、事業内容変更等に伴うもの）

（イ）理事長専決事項等に関する定款細則の整備

（ウ）組合等登記令に基づく登記

（エ）理事、監事及び評議員の選任と構成

（オ）理事会及び評議員会の適切な開催、要審議事項の審議

（カ）役員報酬の支給状況（勤務実態及び役員報酬規程）

（キ）監事監査の適正執行と理事会、評議員会及び大阪府への報告

（ク）就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備

②　資産管理の適正化

（ア）基本財産・運用財産等の区分及び管理

（イ）債権・債務の管理（不適切な債務の解消）

③　会計経理の適正運用

（ア）社会福祉法人新会計基準・経理規程に基づく会計経理及び契約

（イ）内部牽制体制の確立

（ウ）当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理

（エ）保護者徴収金及び寄附金等の取扱い

（オ）運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理

④　施設の運営管理体制の確立

（ア）適切な事業計画の策定

（イ）人事管理の適正化

（ウ）「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理

（エ）感染症及び食中毒対策の確立

⑤　安全確保対策の充実強化

（ア）避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保

（イ）消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

⑥　不祥事防止対策の確立

法人・施設の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入（建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等）

（ア）自主的情報開示の推進

法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容

（イ）個人情報の適正な取扱いの確保

個人情報保護規程の整備

（ウ）公正採用選考人権啓発推進員の選任

（２）適切な利用者支援の確保

①　利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保

②　利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

③　身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み

④　利用者支援の充実

（ア）個別支援方針の策定

（イ）ケース記録等の整備・ケース会議の実施

（ウ）食事提供の充実及び衛生管理の徹底

（エ）入浴、排泄等支援の充実

（オ）褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策

（カ）健康管理対策、保健･医療の確保

（キ）相談体制、家族との連携

（ク）関係機関との連携

（ケ）苦情解決、福祉サービス向上への対応状況

⑤　自立、自活等への支援

⑥　事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

（３）必要な職員の確保と職員処遇の充実

①　職員の確保及び定着化

②　労働時間の短縮等労働条件の改善

（ア）労働時間と休憩等の取扱い

（イ）夜勤、宿日直の取扱い

（ウ）職員健康診断の適正な実施

（エ）退職手当共済制度への加入の適正化

③　業務体制の確立と業務省力化の推進

④　職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）

 ⑤ 福利厚生等の士気高揚策の充実

**４　自己点検・自己評価表について**

法人及び施設が自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上を図る上で実施する自己点検・自己評価に資するため、「社会福祉法人・社会福祉施設運営自己点検・自己評価表」の提出を指導監査時に求める。

**５　改善状況の確認**

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行なった事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、監査結果通知到着後おおむね１か月後までに、改善報告を求める。この改善報告に未改善事項のある場合は、監査結果通知到着後おおむね３か月後までに、再度、改善報告を求める。

なお、改善報告の全項目の改善が確認された場合、改善確認の旨、通知を行うこととする。

ただし、未改善事項のある場合は、書面又は関係者からの聴取により、改善できなかった理由を明らかにさせるとともに、改善時期を明確にさせた上で、継続して実地指導監査等を実施するものとする。